# 文部省映画及び幻灯画頒布規程 （昭和二十五年文部省令第二十二号）

#### 第一条

文部省が製作した映画又は幻灯画（以下「映画又は幻灯画」という。）の有償頒布については、この省令の定めるとこによる。

#### 第二条

映画又は幻灯画の頒布を受けようとする者は、別記様式による申請書を文部大臣に提出するものとする。

#### 第三条

映画又は幻灯画の頒布を受けようとする者は、その料金を前納するものとする。

#### 第四条

頒布する映画又は幻灯画の題名、内容及び料金については、官報その他に公告するものとする。

#### 第五条

第三条の頒布料金は、納入告知書により日本銀行（支店、代理店及び歳入代理店を含む。）に納入するものとする。

#### 第六条

映画又は幻灯画の頒布を受けた者（頒布を受けた映画又は幻灯画の譲受人を含む。）は、その映画又は幻灯画について左に掲げる行為をしてはならない。

* 一  
  内容を変えること
* 二  
  全部又は一部を複製すること

#### 第七条

特別の事由により、この規程によりがたい場合は、文部大臣は適宜その取扱について定めるものとする。

# 附　則

この省令は、昭和二十五年三月一日から適用する。

# 附則（昭和二七年一〇月二七日文部省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。